

令和3年度 青森市保育料表【青森・浪岡共通】

【教育標準時間保育料（1号認定：幼稚園、認定こども園で教育を利用する場合）】

保育料が無償となります。

【保育標準時間・保育短時間保育料（2・3号認定：保育園、認定こども園で保育を利用する場合）】

3歳以上児は、保育料が無償となります。3歳未満児は、下表のとおりとなります。

▼国基準額 単位：円			▼市基準額 単位：円			
階層	3歳未満児		階層	定義（父母等の税額の合計※1）	3歳未満児	
	標準	短時間			標準	短時間
1	0	0	A	生活保護受給世帯等	0	0
2	0	0	B	市民税非課税世帯	0	0
3	19,500	19,300	C 1	市民税均等割のみ課税	15,500	15,230
4	30,000	29,600	C 2	市民税所得割 24,300円未満	17,500	17,200
			C 3	市民税所得割 24,300円～48,599円	17,500	17,200
			D 1	市民税所得割 48,600円～53,499円	21,250	20,880
			D 2	市民税所得割 53,500円～57,099円	23,000	22,600
			D3-1	市民税所得割 57,100円～57,699円	24,750	24,320
			D3-2	市民税所得割 57,700円～64,399円	24,750	24,320
			D 4	市民税所得割 64,400円～66,799円	24,750	24,320
			D 5	市民税所得割 66,800円～77,699円	26,500	26,040
5	44,500	43,900	D 6	市民税所得割 77,700円～78,899円	28,250	27,760
			D 7	市民税所得割 78,900円～87,399円	28,250	27,760
			D 8	市民税所得割 87,400円～96,999円	28,250	27,760
			D 9	市民税所得割 97,000円～108,499円	35,000	34,400
			D10	市民税所得割 108,500円～123,299円	35,800	35,190
			D11	市民税所得割 123,300円～136,999円	38,700	38,040
			D12	市民税所得割 137,000円～144,999円	41,600	40,890
			D13	市民税所得割 145,000円～151,899円	41,600	40,890
6	61,000	60,100	D14	市民税所得割 151,900円～168,999円	41,600	40,890
			D15	市民税所得割 169,000円～190,299円	50,000	49,150
7	80,000	78,800	D16	市民税所得割 190,300円～300,999円	50,000	49,150
8	104,000	102,400	D17-1	市民税所得割 301,000円～396,999円	50,000	49,150
			D17-2	市民税所得割 397,000円以上	50,000	49,150

※青森市は国基準額を基本に独自で軽減し、子育てしやすい環境としています。

※1 父母等の税額の合計  
4～8月の保育料を算定する場合（市民税）R2年度の合計金額  
9～3月の保育料を算定する場合（市民税）R3年度の合計金額

▼ひとり親、障がい者等の世帯軽減適用 単位：円			
階層	定義（父母等の税額の合計※1）	3歳未満児	
		標準	短時間
B 0	市民税非課税世帯	0	0
C11	市民税均等割のみ課税	4,920	4,830
C21	市民税所得割 24,300円未満	5,600	5,500
C31	市民税所得割 24,300円～48,599円	5,600	5,500
D41	市民税所得割 48,600円～53,499円	7,210	7,080
D51	市民税所得割 53,500円～57,099円	7,810	7,670
D61	市民税所得割 57,100円～64,399円	8,400	8,250
D71	市民税所得割 64,400円～66,799円	8,400	8,250
D81	市民税所得割 66,800円～77,100円	9,000	8,840

【保育料の軽減について】

○多子軽減(階層C1～D3-1、C11～D81の世帯が対象)

区分	多子世帯	ひとり親、障がい者等の世帯
第1子	100%	100%
第2子	50%	0%
第3子	0%	0%

○同時入所軽減

お子さんが、保育所や幼稚園、認定こども園等に2人以上入所している場合、左記保育料に次の割合をかけた保育料となります。

区分	保育標準時間 保育短時間	
2人同時入所の場合	1人目	70%
	2人目	50%
3人同時入所の場合	1人目	0%
	2人目	35%
	3人目	0%
4人以上同時入所の場合	1人目	0%
	2人目	0%
	3人目以降	0%

○第3子軽減

多子軽減の対象とならない世帯で、入所している児童が、扶養している第3子以降の場合に保育料が軽減されます。

○みなし寡婦（夫）控除

配偶者と死別・離別などした人が受けられる市民税の「寡婦（夫）控除」を未婚のひとり親家庭も同様を受けたとみなし、各制度の運用を行ういわゆる「みなし寡婦（夫）控除」を、平成26年4月より適用しています。このことにより、婚姻歴がなくても婚姻歴のあるひとり親と同様に、保育料の基準となる税額・所得金額等が寡婦（夫）控除の適用を受けて、算定され保育料が軽減される場合があります。なお、令和3年度分の税額については、税法上のひとり親控除の適用対象となるため、「みなし寡婦（夫）控除」の適用は行いません。

- ※1 左記に記載する税額は、原則として保護者（父母）の合計額です。ただし、家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。
- ※2 保育料算定の根拠となる市町村税額については、次の控除等は適用されません。  
配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除、既存住宅の特定の改修工事をした場合の特別控除、認定長期優良住宅を新築した場合の特別控除、電子証明書等特別控除、一部寄付金控除
- ※3 保育料は、令和3年4月1日現在の子ども年齢によって決定します。  
・3歳以上児とは、4月1日現在の年齢が3歳以上の子ども  
・3歳未満児とは、4月1日現在の年齢が0～2歳の子ども
- ※4 税額が確認できない場合には、算定範囲内で最も高額の保育料となりますのでご注意ください。